

品質管理レビュー制度Q & A

平成 27 年 9 月 24 日

改訂 平成 29 年 7 月 21 日

日本公認会計士協会

品質管理委員会

－ 目 次 －

I はじめに

II 品質管理レビュー制度Q & A

《品質管理レビュー制度》

- 【1. 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングの関係】・・・・・・・・ 6
- 【3. 品質管理レビューの定義と種類】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 【4. 平成 27 年 7 月から適用されている品質管理レビュー制度】・・・・・・・・・・・・ 10
- 【5. 機動レビューと特別レビューの違い】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 【6. 品質管理レビューの性格】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 【7. 品質管理レビューの対象となる監査事務所】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 【8. 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 【9. 監査の品質管理のシステム】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 【10. 通常レビューの対象となる監査業務】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 【11. 品質管理レビューの結果】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 【12. 通常レビューにおける発見事項の取扱い】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 【13. 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 【14. 品質管理レビューの結果に基づく措置】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 【15. 品質管理レビューの運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 【16. 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続】・・・・・・・・・・・・ 26

《上場会社監査事務所登録制度》

- 【17. 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係】・・・・・・・・ 28
- 【18. 上場会社監査事務所登録制度】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 【19. 上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 【20. 上場会社監査事務所名簿への登録の審査】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 【21. 準登録事務所名簿への登録の審査】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 【22. 名簿再登録制限者管理簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 【23. 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 【24. 各証券取引所における上場会社監査事務所登録制度の利用】・・・・・・・・ 35

《監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達》

- 【25. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達の必要性】・・・・・・・・ 35
- 【26. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達事項】・・・・・・・・・・・・ 36
- 【27. 監査役等への品質管理レビューの結果の伝達開始時期】・・・・・・・・・・ 37
- 【28. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾】・・・・ 38
- 【29. 監査役等への特別レビューの結果の伝達】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

I はじめに

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、平成11年度より自主規制として品質管理レビューの運用を開始しています。品質管理レビュー制度は、その後何回かの改正を経て、現在は公認会計士法の下で運用されており、公認会計士・監査審査会のモニタリングを受けています。また、当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年度から上場会社監査事務所登録制度も運用しています。さらに、平成23年3月に東京証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、既存の上場会社が監査人を選任するに当たり、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の監査を受けることが要件とされました。これらの改正は、資本市場の信頼性確保のために行われたものであり、当協会の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する社会からの期待が一層大きくなっている証左とも言えるものでした。

一方、昨今の度重なる会計不祥事を契機として、会計監査の信頼が問われる状況となり、平成28年1月に当協会から会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」が公表されました。また、平成28年3月に金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」から提言「一会計監査の信頼性確保のために一」が公表されました。

当協会としては、会計監査の信頼回復に向けて、会長通牒等に対する監査事務所の体制整備を確認するために、平成28年2月から3月に特別レビューを実施し、また、平成28年度の通常レビューにおいて、リスク・アプローチの徹底、大手監査法人に対するレビューの強化を行う等、自主規制機能の強化の一つとして、品質管理レビューの実効性の向上を図っています。なお、品質管理レビューの強化策を安定的に実施するために、平成28年度にレビューアーを30人から40人へ増員しています。

他方、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と監査人は、それぞれの職責を果たす上での相互連携に努めており、平成17年7月に公益社団法人日本監査役協会と当協会が「監査役若しくは監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」を公表しています。当該共同研究報告は、その後何回かの改正が行われていますが、直近では、企業会計審議会から公表された改訂監査基準（平成25年3月）において、監査人は監査の各段階において、監査役等と連携を図らなければならないことが明記されたこと等を受けて、平成25年11月に改正されています。

さらに、平成27年5月の改正会社法の施行や平成27年6月のコーポレートガバナンス・コードの適用開始により、監査役等の会計監査人の選解任等議案の決定に資する情報が求められていることや適正な監査の確保に向けた更なる対応が求められる中、当協会は監査役等とのコミュニケーションの一環として、品質管理レビューの結果の要約等を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者のより一層の連携を図るため、平成27年5月29日付けで監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」を改正し、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務を明確化しました。

このような状況の下、会員のみならず監査役等の皆様にも、平成27年7月から適用されている、平成26年7月の定期総会等による制度改正後の品質管理レビュー制度等の概要についてご

理解を頂くために、平成27年9月に「品質管理レビュー制度Q&A」を作成しました。その後、品質管理レビュー手続が一部改正され、また、レビューの実務における運用の一部変更等があったため、このたび、「品質管理レビュー制度Q&A」の改訂を行いました。監査人との的確なコミュニケーションにお役立てくださいますようお願い申し上げます。

【関連規則等の略称について】

本Q&Aにおいて、略称を用いて参照している規則・報告書等

公認会計士法	: 法	品質管理基準委員会報告書	: 品基報
日本公認会計士協会会則	: 会則	監査基準委員会報告書	: 監基報
品質管理委員会規則	: 規則		
品質管理レビュー基準	: レビュー基準		
品質管理レビュー手続	: レビュー手続		

II 品質管理レビュー制度Q&A

《品質管理レビュー制度》

【1. 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷】

Q 1 品質管理レビュー制度の概要と主な変遷を説明してください。

A 1 品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、当協会会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用されています【会則第122条第1項】。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理状況について、監査事務所のできた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準^(注)に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめています【レビュー手続第422項、第424項、第438項、第477項】。

品質管理レビューの実施に当たっては、会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされています。

(注) 品質管理の基準とは、公認会計士法等の諸法令、監査基準、監査における不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）、監査に関する品質管理基準及び日本公認会計士協会の会則・規則等のうちの監査の品質管理に係る規定のことをいいます【レビュー基準I. 序文、レビュー手続第9項】。

品質管理レビュー制度の主な変遷は、以下のとおりです。

年 度	位置付け	性 格	備 考
平成 11 年度	当協会の自主規制として運用開始	指導的又は教育的性格	大規模監査法人のみにフル・レビュー ^(注) を実施
平成 13 年度			上場会社を監査している監査事務所にフル・レビュー ^(注) を開始
平成 16 年度	公認会計士法の下での制度		社会的影響の大きい会社等（公認会計士法上の大会社等）を監査している監査事務所を追加
平成 17 年度		指導的性格	
平成 19 年度			上場会社監査事務所登録制度を導入
平成 22 年度			東京証券取引所が 1) 上場会社については、上場会社監査事務所名簿等に登録している監査事務所の監査を義務付け 2) 新規上場会社については、品質管理レビューを受けた監査事務所の監査を義務付け
平成 23 年度			預金等 1,000 億円以上の信用金庫等を監査している監査事務所を追加
平成 27 年度		指導及び監督	公認会計士法第 2 条第 1 項業務（監査業務）の全てにレビュー対象を拡大（ただし、中核はそれまでのレビュー対象業務） 機動レビュー及び特別レビューの新設 品質管理レビューの結果に基づく措置の新設

(注) フル・レビューとは、現在の「通常レビュー」と同じレビューであり、監査事務所の品質管理のシステムの整備状況と運用状況（個別業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠状況を含む。）を評価し、その結果に基づき品質管理レビュー報告書によって品質管理レビューの結論を表明するレビューのことをいいます。

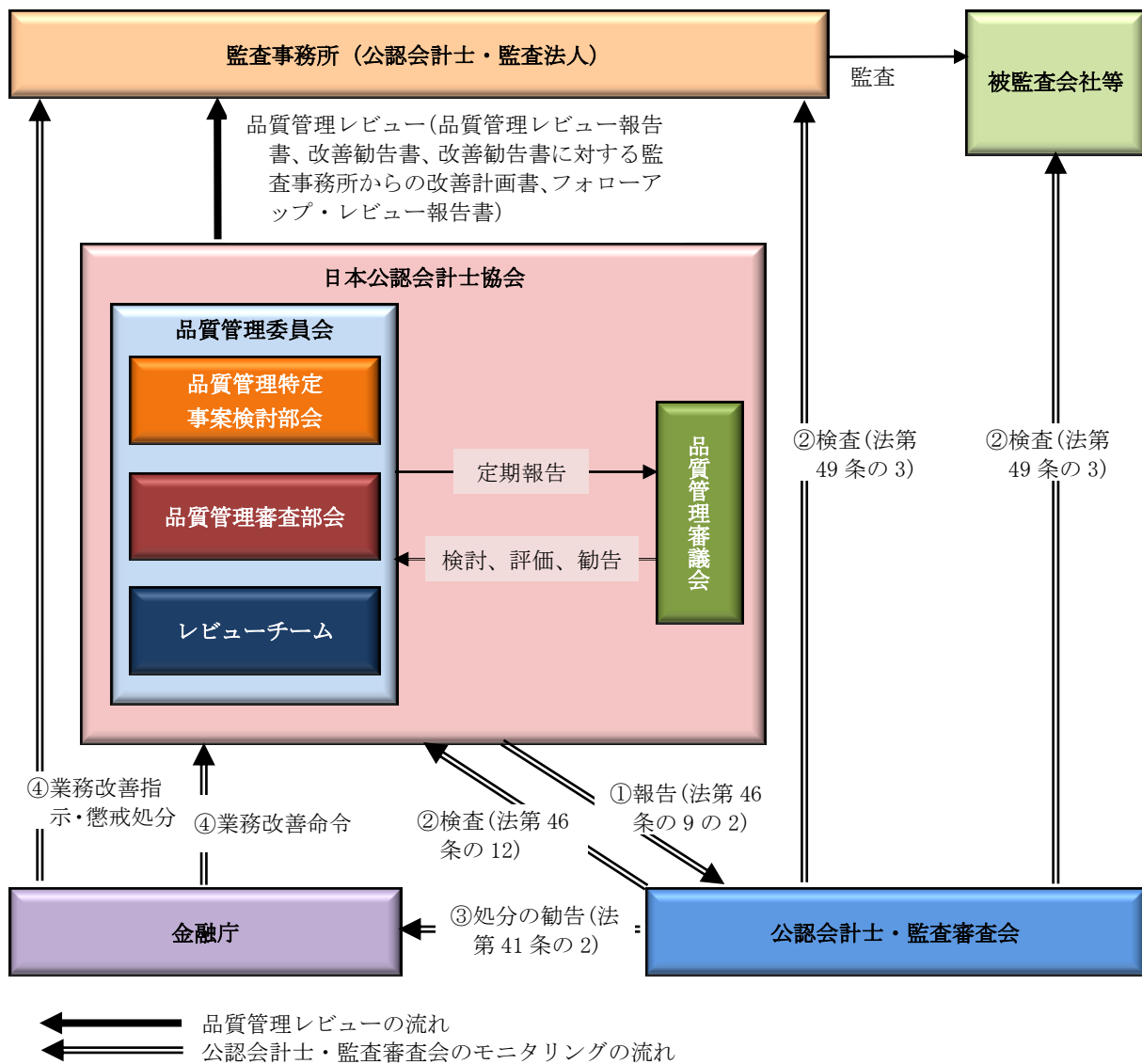
【2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングの関係】

Q 2 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングの関係について説明してください。

A 2 当協会は、平成 16 年度から公認会計士法第 46 条の 9 の 2 に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けています。品質管理委員会は、「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月次報告書」及び「品質管理レビューに関する年次報告書」を公認会計士・監査審査会に提出し、公認会計士・監査審査会からの質問に回答しています。

品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係は、図 1 のとおりです。

図1【品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング】



(注) 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

- ① 報告(法第46条の9の2)
当協会は、定期的に又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査(法第46条の12、第49条の3)
公認会計士・監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告(法第41条の2)
公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示(法第46条の12の2、第30条、第31条、第34条の2、第34条の21)
金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

【3. 品質管理レビューの定義と種類】

Q 3 品質管理レビューの定義と種類を説明してください。

A 3 品質管理レビューは、会則により以下のように定義されています。

会則抜粋
<p>第122条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理状況について品質管理レビューを行う。</p> <p>2 前項の品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。</p> <p>一 監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定する行為（以下措置及び追加的な措置の決定行為を除いて「通常レビュー」という。）。</p> <p>二 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合に適切な措置を決定する行為（以下措置の決定行為を除いて「特別レビュー」という。）。</p>

上記のとおり、品質管理レビューには、措置及び追加的な措置の決定行為が含まれます。また、「通常レビューを受けなければならない監査事務所」を対象に定期レビューと機動レビューが実施されます【規則第3条第1項、規則第4条】。

品質管理レビューの種類及び内容は、以下のとおりです。

品質管理レビューの種類	内 容
通常レビュー 【会則第 122 条第 2 項第一号、規則第 2 条第 1 項、レビュー基準Ⅰ．序文】	監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいいます。
定期レビュー 【規則第 3 条第 1 項第一号、第 5 条第 1 項、レビュー基準Ⅲ．通常レビュー】	通常レビューのうち、通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として 3 年に一度の頻度により計画的に実施するレビューをいいます。
機動レビュー 【規則第 3 条第 1 項第二号、レビュー基準Ⅲ．通常レビュー】	通常レビューのうち、通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビューをいいます。
特別レビュー 【会則第 122 条第 2 項第二号、規則第 2 条第 2 項、規則第 3 条第 3 項、レビュー基準Ⅰ．序文】	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいいます。
フォローアップ・レビュー 【規則第 8 条、レビュー基準Ⅴ．フォローアップ・レビュー】	前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビューのことをいいます。
再フォローアップ・レビュー	前回のフォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビューのことをいいます。

なお、通常レビュー及び特別レビューの総称を「品質管理の状況のレビュー」といいます【会則第 122 条第 4 項】。

【4. 平成27年7月から適用されている品質管理レビュー制度】

Q4 平成27年7月から適用されている品質管理レビュー制度について説明してください。

A4 品質管理レビュー制度は、監査の品質管理を取り巻く環境の変化を受け、監査事務所の品質管理の維持・向上を図るため、継続的に見直しがなされています。

当協会は、平成24年10月に外部の有識者を含めた「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を設置し、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト（公共の利益）の擁護の観点から、今後の品質管理レビューのあり方・方向性について検討を行い、平成25年5月23日付で「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」を公表しました。

この提言を受け、これを具体的に実行するため、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームにより「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が平成26年2月13日付けで公表され、平成26年7月9日の定期総会において、制度改正に必要な会則・規則の変更が行われました。この制度改正の主なものは、平成27年7月1日以後に実施する品質管理レビューから適用されており、その主な内容は以下のとおりです。

(1) 品質管理レビューの性格の変更（「指導的性格」から「指導及び監督」への変更）

監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していくことが必要であることから、品質管理レビューの性格が「指導的性格」から「指導及び監督」に変更され、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの結果に基づく措置制度が新設されました（詳細はQ6及びQ14参照）。

(2) 品質管理レビューの対象の拡大（対象監査事務所及び対象監査業務の拡大）

法及び会則の趣旨を踏まえて、品質管理レビューの対象が、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査を行う監査事務所から、公認会計士法第2条第1項業務（監査業務）を行う全ての監査事務所がレビュー対象監査事務所とされ、また公認会計士法第2条第1項業務の全てがレビュー対象監査業務とされ、レビュー対象が拡大されました。ただし、当協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、品質管理レビューの中核となる監査業務は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務となり、これらの監査業務に係る契約を締結している「通常レビューを受けなければならない監査事務所」がレビュー対象監査事務所の中核となります（詳細はQ7及びQ10参照）。

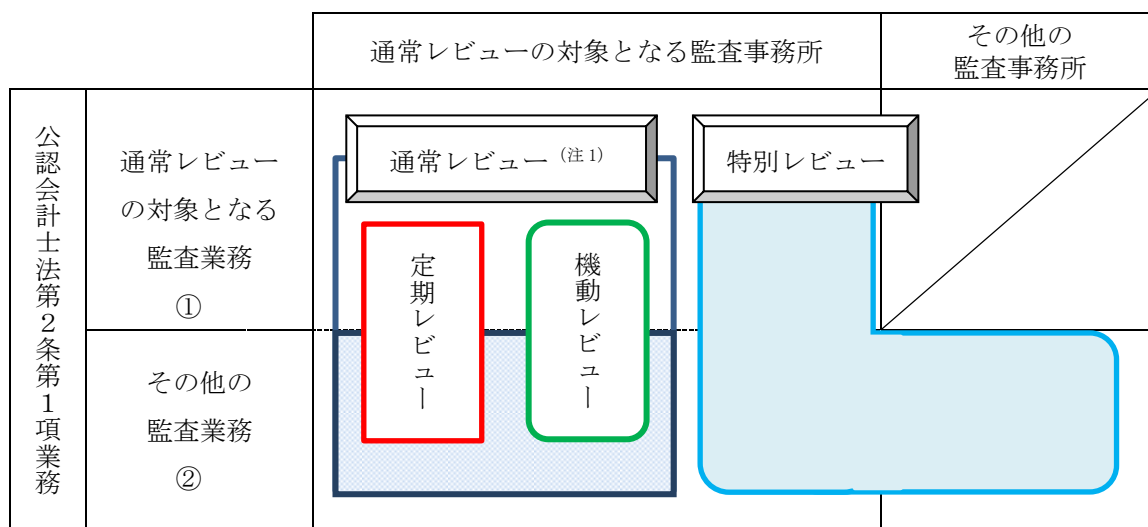
(3) 機動レビュー及び特別レビューの新設

改正前の品質管理レビューを通常レビューの中の定期レビューとして位置付け、監査事務所の品質管理の状況を緊急に確認する必要があると判断した場合に、機動性をもつレビュー制度とするため、定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビュー制度が新設され、また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に通常レビューとは別に臨時的に実施する特別レビュー制度が新設されました（詳細はQ5参照）。

(4) 準登録事務所名簿への登録申請要件の一部緩和

上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録申請要件が一部緩和されました。具体的には、上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所は準登録事務所名簿への登録を申請することができますが、上場会社と同等と認められる会社のうち会社法の大会社が会計監査人設置会社に変更され、その範囲が拡大されました（売上高 10 億円以上の会社という要件に変更はありません。）【上場会社監査事務所登録規則第 3 条第二号】。

品質管理レビューの対象となる監査事務所と監査業務の関係は次の図のとおりです。



(注 1)：通常レビューの選定対象となる監査業務

- ① 公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務
- ② ①に加えてその他の監査業務を追加選定する場合がある。

通常レビューと特別レビューを比較すると、次の表のとおりとなります。

レビューの種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的	レビュー実施の決定	レビューの手法	
通常レビュー	定期的	3年に1回 (大手は2年に1回) 【定期レビュー】	監査事務所全体の品質管理の状況	品質管理委員会	往査	(フォローアップ・レビューの場合)(注2) 書面、聴取又は往査
	機動的	定期レビューを補完する必要があると判断される場合 【機動レビュー】				
特別レビュー	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合	① 特定の監査業務の品質管理の状況 ② 監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況	品質管理委員会 (会長の指示が必要)	書面、聴取又は往査	

(注2)：フォローアップ・レビューの手法

フォローアップ・レビューの場合、書面、聴取又は往査のいずれかの手法が採用されます。それぞれの内容は次のとおりです。

フォローアップ・レビューの手法	内 容
書面	レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手しその内容を検討し、必要に応じて電話等により改善措置の状況を確認する手法である。
聴取	レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手し面談等により改善措置の状況を確認する手法である。
往査	レビューアーが監査事務所に赴いて、監査事務所が保管する書類等の閲覧及び質問等により改善措置の状況を確認する手法である。

【5. 機動レビューと特別レビューの違い】

Q 5 機動レビューと特別レビューの違いを説明してください。

A 5 機動レビューとは、「通常レビューを受けなければならない監査事務所」を対象に、原則として3年に一度の頻度により計画的に実施する定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に、監査事務所全体の品質管理の状況の評価するために実施するレビューをいいます【規則第3条第1項、第5条第1項】。

機動レビューは、監査事務所全体の品質管理の状況の評価する目的で実施する「通常レビュー」であり、レビューの実施内容は定期レビューと同様です。

機動レビューは、例えば、以下のような場合に実施されます。

- ① 事業年度末後に監査人が交代し、監査契約締結後、短期間で監査意見が表明されているような場合には、前回のレビューから3年を経過していなくても当該監査報告書を発行した年度に機動レビューを実施することがあります【レビュー手続第99-2項②】。
- ② 監査事務所の監査に関する品質管理の状況を緊急に確認する必要があると認めた場合には、次回の定期レビューまでの期間を短縮して、フォローアップ・レビューの翌年度に機動レビューを実施する、あるいは定期レビューの翌年度にフォローアップ・レビューではなく機動レビューを実施することがあります【レビュー手続第97項】。

特別レビューとは、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況を対象として、会長からの指示があり、品質管理委員会が必要と判断したときに実施するレビューをいいます【会則第122条第2項第二号、規則第2条第2項、規則第3条第3項】。特別レビューは、監査に対する社会的信頼を損なうおそれを生じさせた特定の個別業務に係る案件そのものを対象とするのではなく、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況を対象として、関係する複数の監査事務所を横断的にレビューします。なお、監査に対する社会的信頼を損なうおそれを生じさせた特定の個別業務に係る案件そのものを対象とする調査は、当協会の監査業務審査会が実施し、調査の結果、より深度ある調査の必要があると認めたときは、会長の承認を得て、規律調査会に当該案件を回付します【会則第138条、第139条】。

特別レビューは、例えば、以下のような場合に実施されます。

- ① 監査事務所の業務管理体制の整備状況に関して法令違反の懸念がある場合
- ② 特定業種の監査業務に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合

【6. 品質管理レビューの性格】

Q 6 品質管理レビューの性格を説明してください。

A 6 当協会が自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実・発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していく必要があることから、平成26年7月9日の会則改正（平成26年9月1日施行）により、品質管理レビューの性格が「指導的性格」から「指導及び監督」に変更されました。しかしながら、「摘発若しくは懲戒又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない。」ということに変更はありません【会則第122条第3項、レビュー基準I.序文】。

【7. 品質管理レビューの対象となる監査事務所】

Q 7 品質管理レビューの対象となる監査事務所の範囲を説明してください。

A 7 監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となります【会則第 122 条第 4 項】。しかしながら、当協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、会則改正（平成 26 年 7 月）前の品質管理レビューの対象監査事務所、すなわち公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している「通常レビューを受けなければならない監査事務所」を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となることがあります。

【8. 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務】

Q 8 品質管理レビューを受ける監査事務所の義務を説明してください。

A 8 品質管理の状況のレビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理の状況のレビューを実施できるように全面的に協力しなければならず、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければなりません【会則第 122 条第 5 項】。

また、品質管理の状況のレビューを受けた監査事務所は、改善勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければなりません【会則第 122 条第 6 項】。

【9. 監査の品質管理のシステム】

Q 9 品質管理レビューの対象となる監査の品質管理のシステムについて説明してください。

A 9 監査の品質管理のシステムとは、監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること、及び、監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することに関して、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査事務所が整備し、運用する方針と、その方針を適用する手続及び遵守状況を監視する手続から構成されるものをいいます【品基報第 1 号「監査事務所における品質管理」第 3 項、第 10 項、監基報 220「監査業務における品質管理」第 5 項】。

品質管理レビューでは、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況について、以下の 10 項目に分類して検討・評価しています。

- ・品質管理の全般的体制
- ・職業倫理及び独立性
- ・契約の新規の締結及び更新
- ・専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ・業務の実施
- ・審査
- ・品質管理のシステムの監視
- ・品質管理のシステムの文書化
- ・監査事務所間の引継
- ・共同監査

【10. 通常レビューの対象となる監査業務】

Q10 通常レビューの対象となる監査業務について説明してください。

A10 平成26年7月9日の会則改正により、品質管理レビューの対象が拡大され、監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となり、公認会計士法第2条第1項業務（監査業務）の全てがレビュー対象となりました【会則第122条第4項】。しかしながら、当協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、会則改正前の品質管理レビューの対象監査事務所、すなわち公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している「通常レビューを受けなければならない監査事務所」を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされています。

通常レビューは、監査事務所全体の品質管理のシステムの整備・運用状況を評価することを目的として実施されます。監査事務所全体の品質管理のシステムの整備・運用状況を評価するため、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から通常レビュー対象会社等（公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等）から選定した監査業務だけでは十分でないと思われる場合には、品質管理審査部会の承認を得て、通常レビュー対象会社等以外の会社等（その他の会社等）に係る監査業務を追加選定して通常レビューを実施し、監査事務所全体の品質管理のシステムを評価します。

その他の会社等に係る監査業務の追加選定を検討することが必要となる場合については、レビュー基準の別紙「通常レビューにおける個別業務の選定基準」及びレビュー手続に、監査事務所の監査報酬総額に占めるその他の会社等の監査業務の監査報酬の割合が概ね50%を超えるとき、あるいは、その他の会社等の監査業務のみを実施している拠点があるときなどが例示されています【レビュー手続第255-3項】。その他の会社等の監査業務の選定に当たっては、法定監査を優先し、かつ、その他の会社等が通常レビュー対象会社等と同等程度の規模であるか、監査事務所の特性及び監査業務に占めるその他の会社等の監査業務の重要度等を勘案して選定することとされています。

【11. 品質管理レビューの結果】

Q11 品質管理レビューの結果について説明してください。

A11 通常レビューが実施された場合には、通常レビューの結果として品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が監査事務所に交付されます。通常レビューによる改善勧告を受けた監査事務所に対しては、翌年度にフォローアップ・レビューにより改善状況の確認が行われます。フォローアップ・レビューの結果は、フォローアップ・レビュー報告書に記載され監査事務所に通知されます。

(1) 品質管理レビュー報告書

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載され監査事務所に通知されます。

通常レビューは、監査事務所の品質管理のシステムの全体としての有効性を評価するものであり、品質管理レビュー報告書における結論は、

① 監査事務所の定めた品質管理のシステムが品質管理の基準に適合しているかどうか、及び

② 監査事務所がその品質管理のシステムに準拠しているかどうか、
に関して重要な事項が発見されたかどうかについて表明するものです。

品質管理レビューの結論を表明するために、通常レビューでは、以下の品質管理のシステムの整備状況と運用状況の評価を行います。

① 監査事務所の定めた品質管理のシステムが、品質管理の基準が示す品質管理の目的の達成を可能にする整備状況にあったか否かについての評価【レビュー手続第 424 項】

② 監査事務所の定めた品質管理のシステムが専門要員及びその他の職員によって実際に運用されており、その結果として、品質管理のシステムが職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した監査業務の実施を可能にする運用状況にあったか否かについての評価【レビュー手続第 438 項】

通常レビューでは、上の②の品質管理のシステムの運用状況について、次の 2 項目に関して評価します【レビュー手続第 439 項】。

ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムの運用状況

イ. 監査事務所が実施した監査業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠状況

通常レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している「懸念」がある場合には発見事項となり、重要な準拠違反が発生している「懸念」の程度に応じて改善勧告事項や限定事項となりますが、改善勧告事項や限定事項があった場合であっても、あくまでも「懸念」であることから、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません（詳細はQ12 及びQ13 参照）。

ただし、限定事項付き結論のうち、極めて重要な準拠違反の懸念がある場合（嚴重注意）や品質管理レビューの改善勧告事項について改善の不十分な事項がある場合（注意）などには、品質管理レビューの結果に基づく措置を行うこととしています（詳細はQ14 参照）。

(2) 改善勧告書

品質管理レビューにより改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては改善勧告書により改善勧告が行われ、当該監査事務所には改善状況の報告が求められます。改善勧告書は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項を発見した場合に、監査事務所に対して改善措置を勧告するものです。

改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について限定事項のない結論が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば作成されます。なお、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が表明された場合又は否定的結論が表明された場合には、必ず改善勧告書が作成されます。

(3) フォローアップ・レビュー報告書

通常レビューによる改善勧告を受けた監査事務所に対しては、翌年度にフォローアップ・レビューにより改善状況の確認が行われますが、その結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」又は「改善の不十分な事項のある確認結果」としてフォローアップ・レビュー報告書に記載され監査事務所へ通知されます。

特別レビューが実施された場合には、特別レビューの結果に応じて、特別レビュー実施結果通知書や改善勧告書が監査事務所へ交付されることがあります。

また、特別レビューによる改善勧告を受けた監査事務所に対しては、フォローアップ・レビューにより改善状況の確認が行われますが、その結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」又は「改善の不十分な事項のある確認結果」として、フォローアップ・レビュー実施結果通知書に記載され監査事務所へ通知されます。

【12. 通常レビューにおける発見事項の取扱い】

Q12 通常レビューにおける発見事項の取扱いについて説明してください。

A12 通常レビューを実施した結果、品質管理のシステムの不備あるいは運用上の問題が発見された場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項とされ、重要な準拠違反が発生している懸念の程度（重大な懸念がある、相当程度の懸念がある、懸念が多少はある、懸念がほとんどない）に応じて、限定事項や改善勧告事項とされます【レビュー手続第 487 項、第 489 項】。

(1) 発見事項

品質管理のシステムの不備あるいは運用上の問題が発見された場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項となり、発見事項記録シートに記載されます【レビュー手続第 322 項、第 489-2 項】。

(2) 改善勧告事項

発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるものが改善勧告事項となり、改善勧告書に記載されます【レビュー手続第 487 項、第 489-2 項】。

(3) 限定事項

改善勧告事項のうち、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念又は重大な懸念があるものが限定事項となります【レビュー手続第 487 項、第 489 項】。限定事項には、品質管理レビューの結論を限定する原因となった事項だけでなく、否定的結論を表明する原因となった事項も含まれます【レビュー手続第 388 項、第 389 項、第 398 項、第 399 項、第 408 項、第 409 項】。

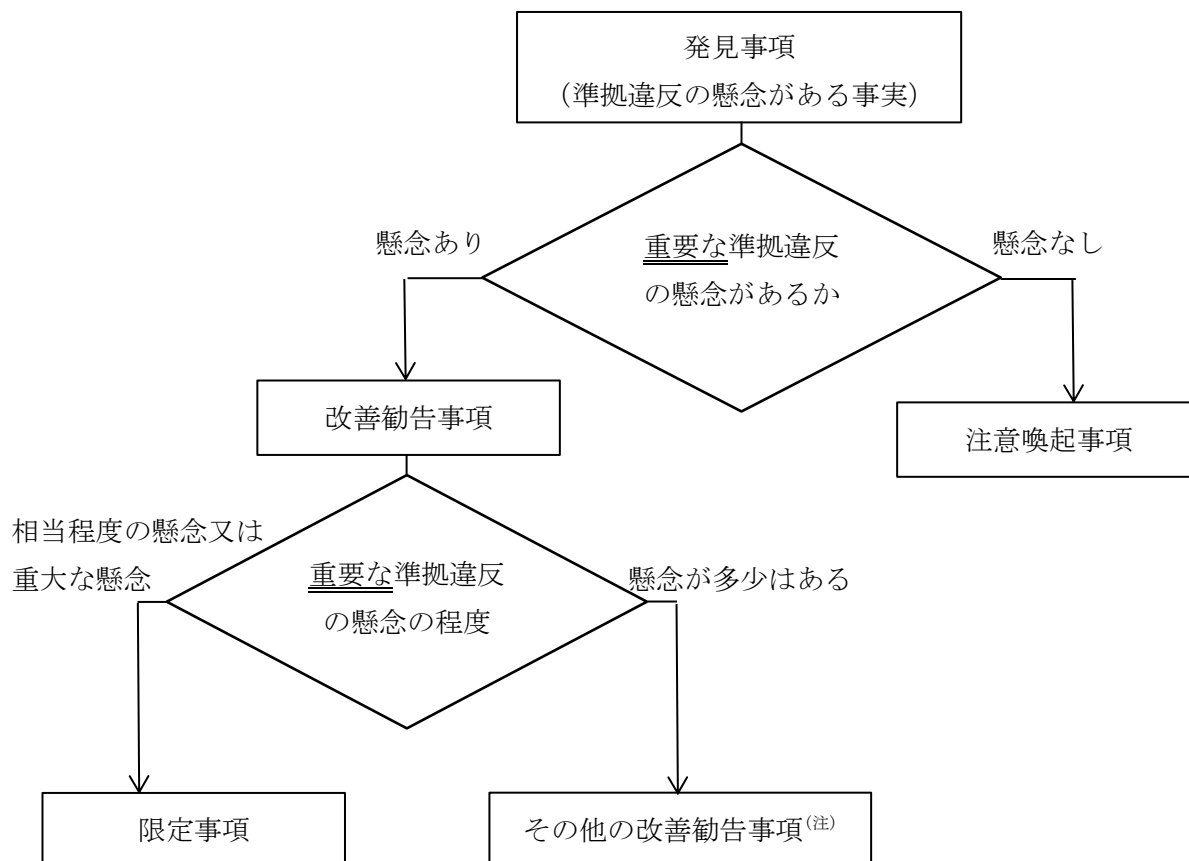
(4) 注意喚起事項

発見事項のうち、改善勧告事項にならなかったものが注意喚起事項となり、改善勧告書とは別の書面で、注意喚起の内容が監査事務所に伝えられ、監査事務所に自主的な改善が促されます【レビュー手続第 489-2 項】。

通常レビューにおいて発見事項となるかどうかは、品質管理のシステムに関する文書・記録に基づき判断されます。通常レビューにおいては、質問による事実確認も大切な手続ですが、それは文書・記録の正確な理解のための手続であって、文書・記録を補足する情報の入手に留まるため、監査事務所の説明が合理的で納得がいく内容であり品質管理のシステムに準拠した事実は認められたとしても、その事実が適切に記録されていない（著しい不備を含む。）場合（文書化の問題）には、発見事項として取り扱われます。この文書化の問題は、品質管理のシステムに準拠した事実が認められない場合（実質的手続に係る問題）とは、発見事項の性格が相違しますが、実質的手続に係る問題と同様に十分かつ適切な監査証拠を入手しているかを監査調書の記録から確認できないため、重要な発見事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項）であり、改善勧告事項となります【レビュー手続第 496 項④】。改善勧告書における文書化の不備の指摘は、監査手続を実施していないという指摘と同様に重要な問

題です。

通常レビューにおける発見事項の取扱いは、以下の図のとおりです。



(注) 改善勧告書には、レビューの結論を限定する原因となった事項、否定的結論を表明する原因となった事項及びそれ以外の改善勧告事項が記載されます。「その他の改善勧告事項」とは、レビューの結論を限定する原因となった事項及び否定的結論を表明する原因となった事項以外の改善勧告事項のことをいいます。

【13. 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論】

Q13 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論について説明してください。

A13 通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載されます。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の種類があります【レビュー手続第 385 項】。なお、フォローアップ・レビュー及び特別レビューの場合には、監査事務所にレビューの実施結果が通知されますが、品質管理レビューの結論は表明されません。

品質管理レビューの結論の種類	内 容
限定事項のない結論 【レビュー手続第 386 項、第 387 項】	通常レビューを実施した結果、 ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない。また、 イ. レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない。 と認められた場合に表明されます。
限定事項付き結論 【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2 (2)】	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明されます。
否定的結論 【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2 (3)】	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明されます。

通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）【レビュー基準Ⅲ. 通常レビュー 2 (4)、レビュー手続第 410 項】。

(1) 限定事項付き結論【レビュー手続第 390 項】

次の要件 1 及び要件 2 のいずれかに該当する事実が、少なくとも一つは存在する場合に表明されます。

要件 1：監査事務所が、品質管理の基準が示す監査に関する品質管理の目的を達成するために必要な品質管理のシステムを、適切に整備していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある。

要件 2：監査事務所の品質管理のシステムに関する担当者又は専門要員等が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個別業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある。

(2) 否定的結論【レビュー手続第 400 項】

次の要件 1 又は要件 2 のいずれかに該当し、かつ、要件 3 にも該当する場合には、限定事項付き結論ではなく否定的結論の表明を検討します。

要件 1：監査事務所が、品質管理の基準が示す監査に関する品質管理の目的を達成するために必要な品質管理のシステムを、適切に整備していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念がある。

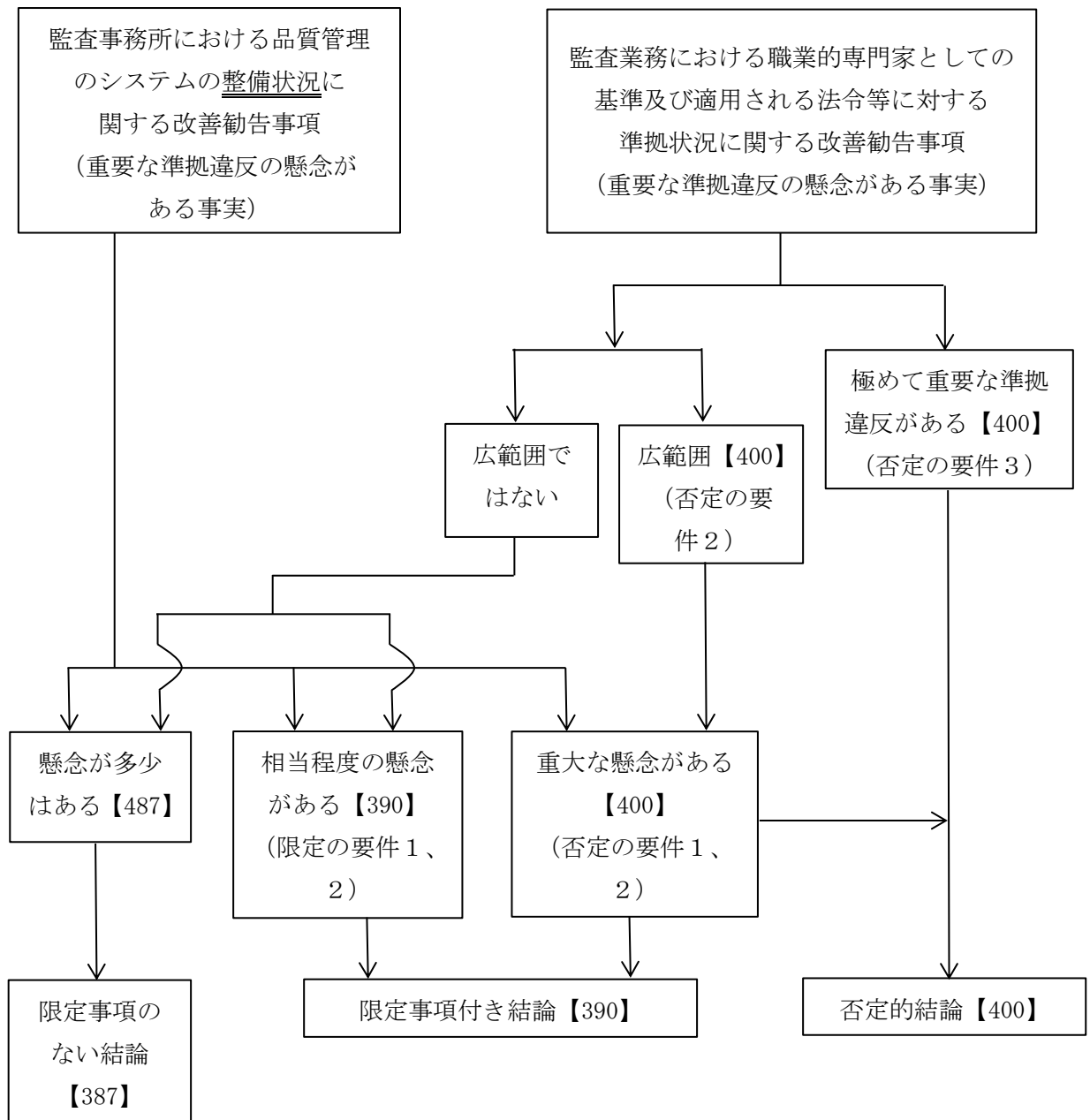
要件 2：監査事務所の品質管理のシステムに関する担当者又は専門要員等が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個別業務における品質管理の手続を実施していない事実が広範囲に見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念がある。

要件 3：個別業務における品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反がある。

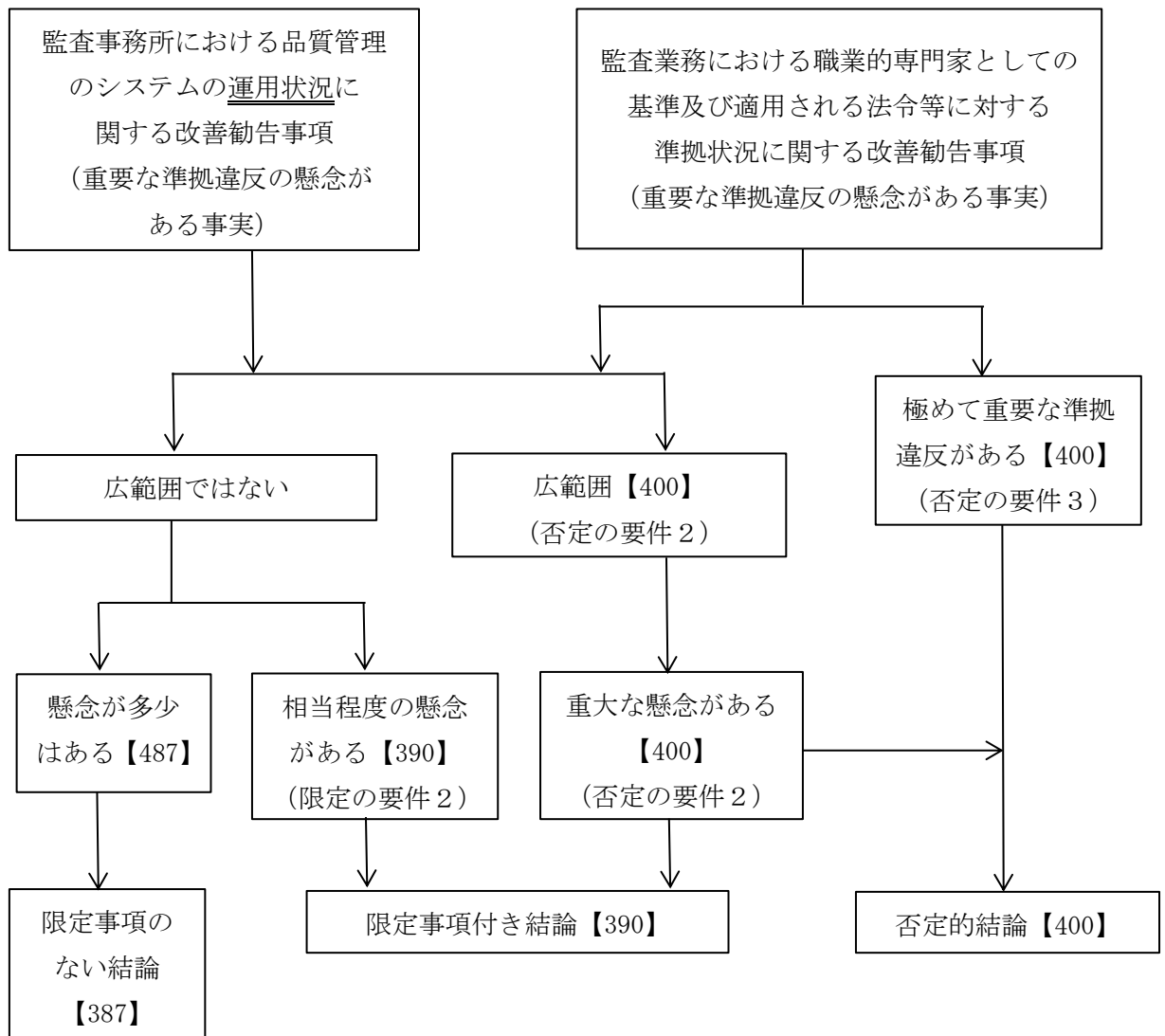
(3) 改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係

改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係は、次の図のとおりです。(図の【】内の数字は、関連するレビュー手続の項数です。)

① 品質管理のシステムの整備状況に関する改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係



② 品質管理のシステムの運用状況に関する改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係



【14. 品質管理レビューの結果に基づく措置】

Q14 品質管理レビューの結果に基づく措置について説明してください。

A14 品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、品質管理レビューを受けた監査事務所に對して措置が決定されます。

措置の種類は、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告です【会則第122条第2項第一号、会則第123条第2項第二号、規則第8条の2第1項】。

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所に対して品質管理の状況のレビューをしたときは、品質管理レビューの結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関する措置として、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示、又は、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しが決定されます【会則第122条第2項第一号、会則第123条第2項第二号、第三号、会則第131条第1項、第2項】。

なお、特別レビューの結果に対しては、注意又は嚴重注意の措置が決定されることがありますが、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置はなされません【会則第122条第2項第二号、会則第123条第2項第二号、規則第8条の2第1項、第2項】。

品質管理レビューの結果に基づく措置に関する考え方を示すと、表1から表3のとおりです。

表1【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会〕】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論を表明する原因となった事項	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論(極めて重要な準拠違反の懸念あり)を表明する原因となった事項(注)	措置	嚴重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論を表明する原因となった事項	措置	注意	嚴重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	—	開示	抹消
限定事項のない結論における改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意
	上場部会名簿	—	—	開示

(注) 限定事項付き結論(極めて重要な準拠違反の懸念あり)を表明する場合

限定事項付き結論のうち、レビュー手続第400項に規定されている否定的結論の表明を検討すべき要件1、要件2、要件3(詳細はQ13(2)参照)のいずれかに該当する場合(レビュー手続第411-2項)。

表2【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会以外〕】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー/レビ ュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー/レビ ュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
否定的結論を表明する原因とな った事項	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
限定事項付き結論（極めて重要 な準拠違反の懸念あり）を表明 する原因となった事項	措 置	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告
限定事項付き結論を表明する原 因となった事項	措 置	注意	厳重注意	辞退勧告
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措 置	なし	注意	厳重注意

表3【品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措 置	なし	注意	厳重注意

【15. 品質管理レビューの運営】

Q15 品質管理レビューは、どのように運営されているかを説明してください。

A15 品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームがあります。

品質管理レビューの運営を行う組織名、主な役割、構成及び人員等は、以下のとおりです（Q2の図1参照）。

組織名	主な役割	構成及び人員等
品質管理委員会 【会則第123条等、 規則第2条】	品質管理レビュー報告書・ 改善勧告書等を審議・決定し、 それらを監査事務所に対して 交付します。(注)	委員長1人（当協会副会長）及び 委員10人（公認会計士である当協会 の会員7人及び会員外の有識者3 人）で構成されています。なお、会 員委員のうち5人は品質管理審査部 会の部会長を兼任しています。
品質管理審査部会 【規則第9条】	品質管理レビューの結果等 の審査を行い、その審査結果 を品質管理委員会に報告、承 認申請を実施します。	五つの審査部会で構成され、各審 査部会は、審査部会長1人及び品質 管理審査員4人又は5人（いずれも 会員）で構成されています。

組織名	主な役割	構成及び人員等
品質管理特定事案 検討部会 【規則第 10 条】	品質管理審査部会が、嚴重注意又は監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告等の審査結果を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告します。	部会長 1 人及び構成員 5 人（いずれも会員）で組成されています。
レビューチーム 【規則第 12 条】	監査事務所の監査の品質管理状況について「品質管理の状況のレビュー」を行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案並びに品質管理レビューの結果に基づく措置案等を作成し、品質管理審査部会に起案します。	平成 29 年 7 月 1 日現在、レビューアー 40 人（全員、会員）により組成されています。レビューチームには、主席レビューアー、副主席レビューアー、主査レビューアー、スタッフ・レビューアーが置かれています【レビュー手続第 59 項】。
品質管理審議会 【会則第 137 条の 2】	品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行います。	審議会長 1 人（当協会の元会長）及び委員 6 人（会員外の有識者 5 人及び会員 1 人）で組成されています。

(注) 上記以外に、品質管理レビュー制度における品質管理委員会の職務は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、措置を決定すること及び品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することがあります【会則第 123 条第 2 項】。

品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を品質管理審議会に定期的に報告しています。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与しています。

【16. 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続】

Q16 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続について説明してください。

A16 通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続は、以下のように行われます。

(1) 品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等の審査（品質管理審査部会）

担当主査レビューアーは、通常レビューを実施した結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を作成し、品質管理審査部会に起案します。品質管理審査部会は、担当主査レビューアーが起案した品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を審査し承認します。品質管理審査部会によって承認された品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等は監査事務所に送付されます。品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を受領した監査事務所は、改善計画書案を作成して担当主査レビューアーに送付します。なお、品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案を交付された監査事務所が、監査事務所の主張が十分に検討されていないと思料するときは、限定事項付き結

論又は否定的結論の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立て（異議の申立て）を行うことができます。

(2) 改善計画書案及び品質管理レビューの結果に基づく措置案等の審査（品質管理審査部会）

担当主査レビューアーは、監査事務所から受領した改善計画書案等の記載内容の妥当性を検討し、必要と認めた場合には品質管理レビューの結果に基づく措置案を起案し、品質管理審査部会の審査を受けます。品質管理審査部会は、監査事務所から受領した改善計画書案及び品質管理レビューの結果に基づく措置案等を審査し承認します。

(3) 品質管理レビュー報告書案、改善勧告書案、改善計画書案及び品質管理レビューの結果に基づく措置案等の審議・決定（品質管理委員会）並びにそれらの交付・通知

品質管理審査部会によって承認された品質管理レビュー報告書案、改善勧告書案、改善計画書案及び品質管理レビューの結果に基づく措置案等は、品質管理委員会において審議・決定されます。品質管理委員会によって審議・決定された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書等は、監査事務所に交付・通知されます。

(4) 改善計画書受理通知書案の審議・決定（品質管理委員会）

品質管理レビュー報告書及び改善勧告書等を受領した監査事務所は、品質管理委員会において承認された改善計画書案に基づき改善計画書正本を作成して担当主査レビューアーに送付します。担当主査レビューアーは、監査事務所から受領した改善計画書正本の内容が、品質管理委員会において承認された改善計画書案に基づいており妥当であると認めた場合には、改善計画書受理通知書及び品質管理レビューの結果に基づく措置の決定通知の交付手続を行います。

監査事務所から受領した改善計画書正本の内容が、品質管理委員会において承認された改善計画書案に基づいておらず妥当ではないと認めた場合には、担当主査レビューアーは、改善計画書の再提出を求めます。監査事務所から妥当と認められる内容の改善計画書を手に入れない場合には、担当主査レビューアーは、改善計画書の内容が妥当であると認められない旨の品質管理委員会の決定事項を追加的に記載した改善計画書受理通知書案を起案し、品質管理審査部会の審査を受けます。品質管理審査部会によって審査・承認された改善計画書受理通知書案は、品質管理委員会において審議・決定されます。品質管理委員会によって審議・決定された改善計画書受理通知書及び品質管理レビューの結果に基づく措置の決定通知が監査事務所に交付されます【レビュー手続第 517 項】。

改善計画書受理通知書の交付をもって、当該通常レビューが完了します。

通常レビューにおける報告書等の審査・交付手続は、以下のとおりです。

担当主査レビューアー	品質管理審査部会	品質管理委員会	監査事務所
報告書案等の起案	報告書案等の審査・承認		報告書案等の受領
改善計画書案の受領・検討			改善計画書案の作成
措置案の起案	改善計画書案及び措置案の審査・承認	報告書案等、改善計画書案、措置案の審議・決定	報告書正本等の受領
改善計画書正本の受領・検討			改善計画書正本の作成
改善計画書受理通知書案の起案 ^(注)	改善計画書受理通知書案の審査・承認 ^(注)	改善計画書受理通知書案の審議・決定 ^(注)	改善計画書受理通知書正本、措置の決定通知の受領
			通常レビューの完了

(注) 担当主査レビューアーが、監査事務所から受領した改善計画書正本の内容が妥当であると認めた場合には、改善計画書受理通知書の交付手続を行います。改善計画書正本の内容が妥当であると認められない場合には、担当主査レビューアーは、改善計画書の内容が妥当であると認められない旨の品質管理委員会の決定事項を追加的に記載した改善計画書受理通知書案を起案します。この場合には、改善計画書受理通知書案が品質管理審査部会の審査・承認と品質管理委員会の審議・決定を受けた後に、改善計画書受理通知書が監査事務所に交付されます。

《上場会社監査事務所登録制度》

【17. 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係】

Q17 品質管理レビュー制度と上場会社監査事務所登録制度の関係を説明してください。

A17 当協会は、監査業務の公共性に鑑み、当協会会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、品質管理委員会を設置して平成11年度より品質管理レビューを運用しています。

また、当協会は社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年度から品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開しています。これらの名簿への登録の可否や名簿に登録された監査事務所への登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用されています（詳細はQ14及びQ18からQ22参照）。

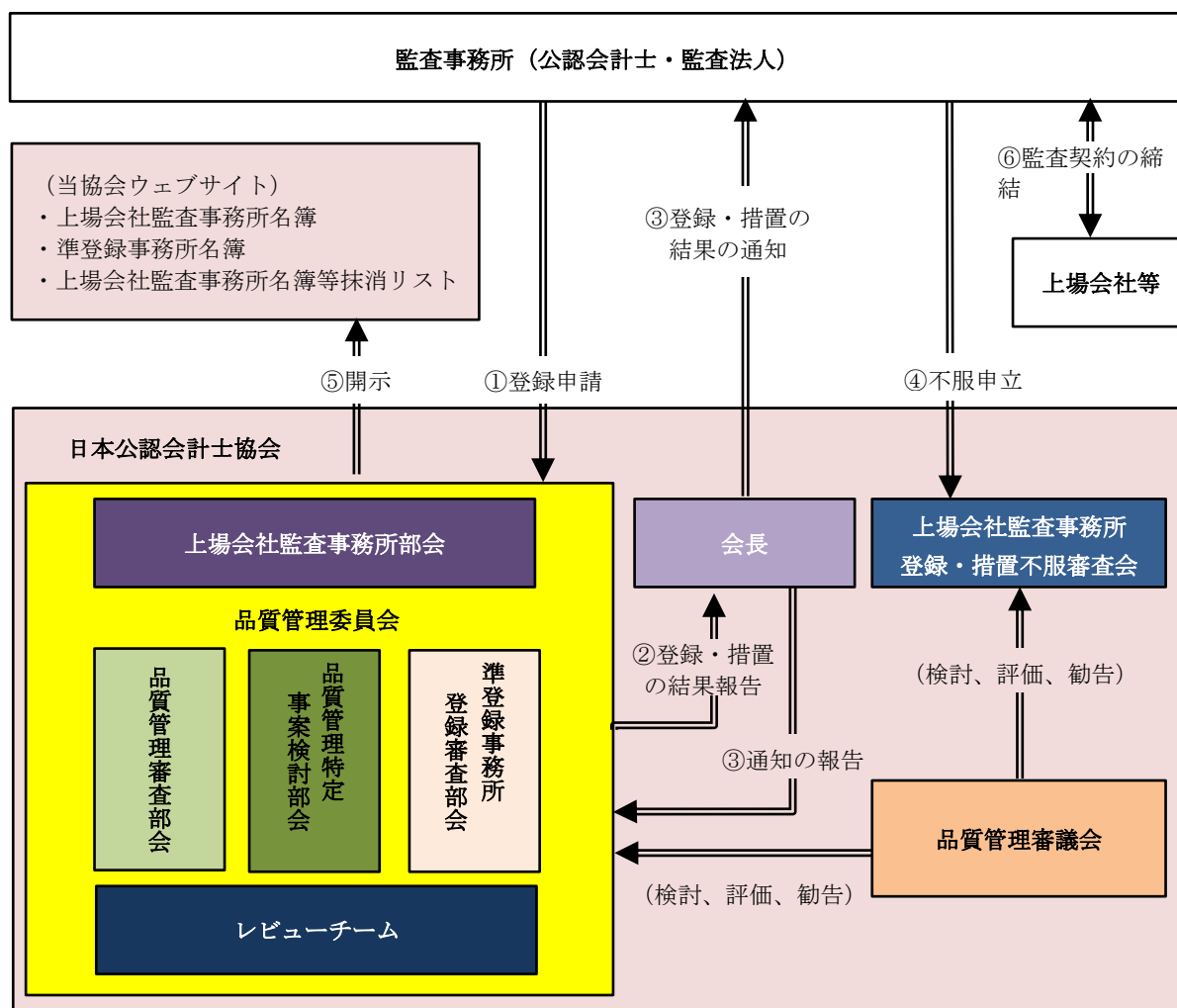
上場会社監査事務所登録制度の整備・運用に当たっては、会則、上場会社監査事務所登録規則及び上場会社監査事務所登録細則等に基づいて行うこととされています。

【18. 上場会社監査事務所登録制度】

Q18 上場会社監査事務所登録制度について説明してください。

A18 上場会社監査事務所登録制度は、以下の図2のとおりです。

図2【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ① 登録申請(会則第128条、第128条の2、第128条の3)
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告(会則第134条第1項)
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定などを会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知及び報告(会則第134条第2項)
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立(会則第135条)
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑤ 開示(会則第127条第2項)
上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結(会則第128条)
準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。

上場会社監査事務所部会の運営を行う組織名と主な役割は、以下のとおりです。

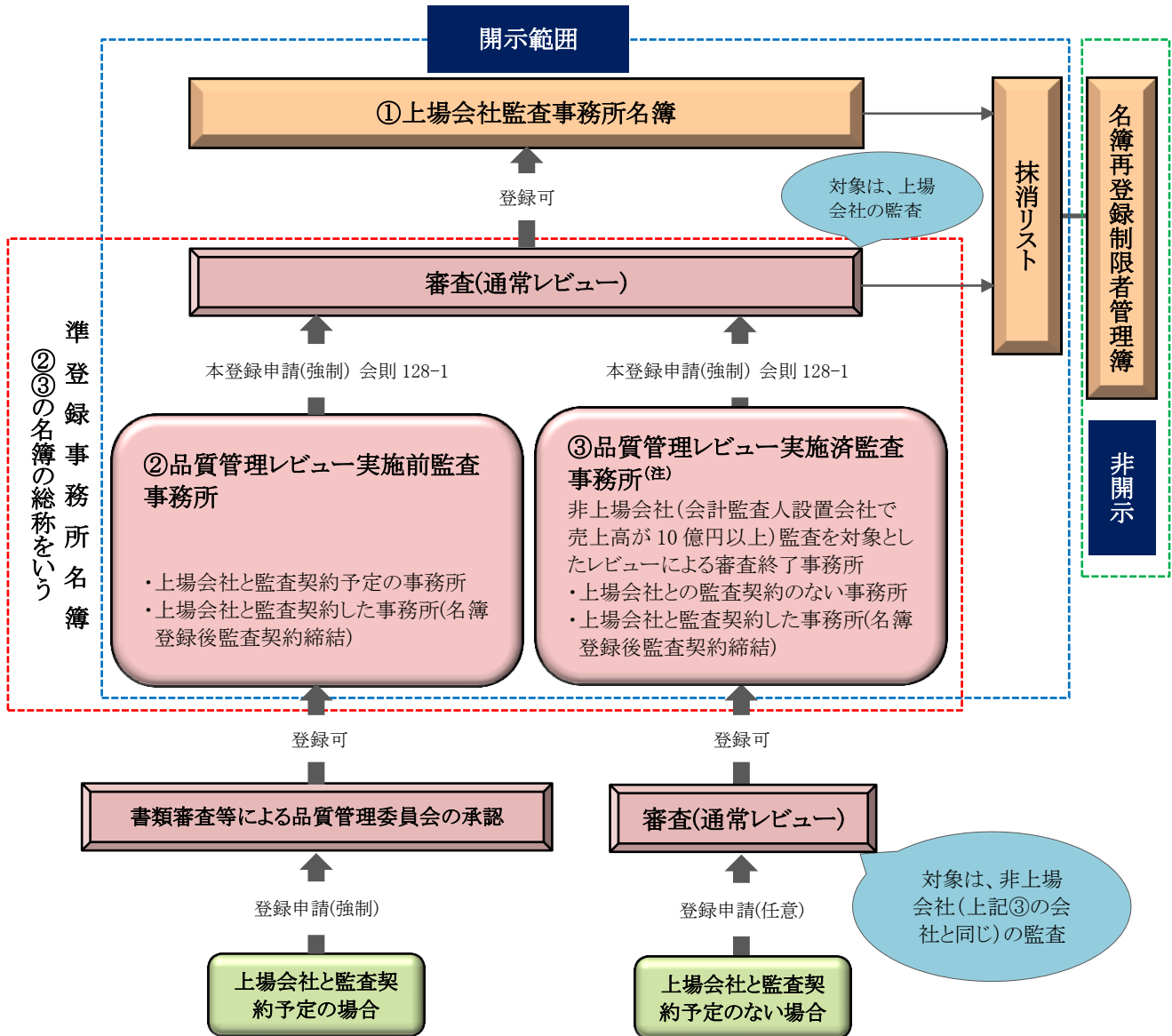
組織名	主な役割
品質管理委員会 (上場会社監査事務所部会) 【会則第 127 条】	品質管理審査部会及び準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。
品質管理審査部会	上場会社監査事務所名簿への登録及び上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項(措置案を含む。)の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施します。
準登録事務所登録審査部会 【規則第 9 条の 2】	部会長 1 人及び構成員 4 人(いずれも会員)で組成され、上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施します。
品質管理特定事案検討部会	品質管理審査部会が、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、限定事項等の概要の開示の措置、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し等の審査結果を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告します。
レビューチーム	監査事務所の監査の品質管理状況について「品質管理の状況のレビュー」を行い、その結果に基づき上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を品質管理審査部会に起案します。
上場会社監査事務所登録・措置不服審査会 【会則第 137 条】	監査事務所は品質管理委員会の決定に不同意の場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができます。同不服審査会は、会員 3 人及び会員外の有識者 2 人で組織されており、審査の結果、 ・不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告します。 ・不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告します。
品質管理審議会 【会則第 137 条の 2】	品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行います。

【19. 上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】

Q19 上場会社監査事務所名簿への登録の流れについて説明してください。

A19 上場会社監査事務所名簿への登録の流れは、以下の図3のとおりです（詳細はQ20、Q21、Q22参照）。

図3 【上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】



(注) 3年に1度の定期レビューを実施する。

【20. 上場会社監査事務所名簿への登録の審査】

Q20 上場会社監査事務所名簿への登録の審査について説明してください。

A20 上場会社を監査する監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければなりません。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければなりません【会則第127条から第129条】。

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の上場会社監査事務所名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置内容等の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映することになります【会則第129条、第131条、第134条】。

品質管理委員会は、次のいずれかの基準に該当する場合には、登録の申請があった監査事務所の登録を認めません【上場会社監査事務所登録規則第7条】。

- ① 正当な理由なく品質管理の状況のレビューを拒否し、又は品質管理の状況のレビューに協力しなかった場合
- ② レビュー報告書において否定的結論が付されている場合
- ③ レビュー報告書において限定事項付き結論が付され、かつ、会則第123条第4項の規定により会長に報告される事項に該当する限定事項がある場合（品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合）

品質管理委員会の委員長は、登録を認めない決定をした場合において、当該決定に関し当該監査事務所にその旨を通知した旨を会長から報告を受け、かつ、その効力が生じたときは、当該上場会社監査事務所を抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示します【会則第128条第5項、第134条第2項、上場会社監査事務所登録規則第17条第3項】。

【21. 準登録事務所名簿への登録の審査】

Q21 準登録事務所名簿への登録の審査について説明してください。

A21 上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければなりません。

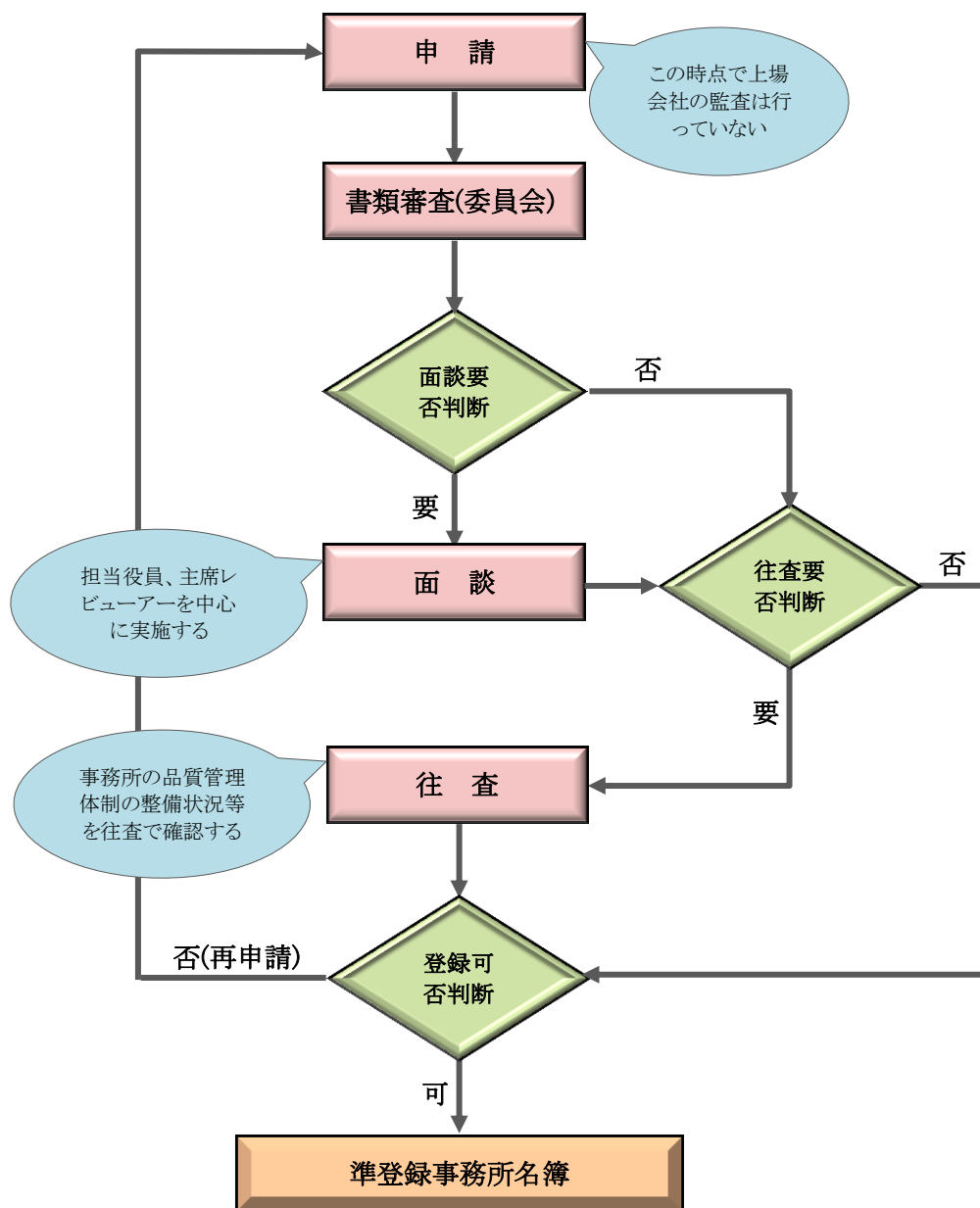
ア. 上場会社との監査契約を予定している場合の審査

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査を行い、必要と認めた場合には面談又は往査を実施し、品質管理委員会（準登録事務所登録審査部会）の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行います【会則第128条の2、第129条、第131条、第134条】。

新たに上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録

の申請フローは、図4のとおりです。

図4【新たに上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録の申請フロー】



- ① 監査契約の解消により登録を抹消した会員の再登録申請の場合、原則として書類審査とするが、抹消前の状況により面談の要否を判断する。
- ② 今まで、登録名簿から抹消を受けたことの無い会員、全くの新規登録申請の場合は、原則として、面談及び往査の要否を全て否として登録可否の判断まで進む。
- ③ 面談及び往査の要否の基準の考え方：②に該当しても、監査責任者としての実務経験が少ない、あるいは十分な監査時間や監査体制の確保がされていない等、その必要があると判断される場合、提出された誓約書の内容から必要と判断される場合に実施

イ. 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と

同等と認められる会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上）の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理委員会（品質管理審査部会）の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行います【会則第128条の3、第129条、第131条、第134条】。

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の準登録事務所名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告します。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置内容等の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映します【会則第129条、第131条、第134条】。

【22. 名簿再登録制限者管理簿】

Q22 名簿再登録制限者管理簿について説明してください。

A22 品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が抹消リストに記載された場合、あるいは、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定します。また、「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿」（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）に名簿再登録制限者として指定した者を掲載します。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に掲載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付します。

上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の主要な担当社員等とすることは認められていません【会則第132条の4】。

名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した所定の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理の状況のレビューを受け改善が確認されたとき、所定の監査契約がない場合は、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができます。

指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者は、準登録事務所名簿への登録の申請を行うことができます。指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者が、既に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所に所属する会員の場合は、名簿再登録制限者管理簿から削除されたときから、上場会社の監査業務の主要な担当社員等となることができます。

【23. 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査】

Q23 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査について説明してください。

A23 監査事務所は、品質管理委員会の上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示の措置の決定、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しの措置の決定について、当該決定に不服があるときは、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができます【会則第135条第1項】。

同不服審査会は、会員3人及び会員外の有識者2人で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告します。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却した旨を会長に報告します。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告します。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映します【上場会社監査事務所登録規則第16条】。

上記の品質管理委員会の決定に不服申立がない場合には、品質管理委員会が決定した事項は、会長が当該監査事務所に通知したときから10日を経過した時からその効力を生じますが、不服申立があったときは、会長が再審査の結論の報告又は棄却した旨の報告を受け、当該監査事務所にその旨を通知したときからその効力を生じます【会則第134条第4項、第135条第2項、上場会社監査事務所登録規則第16条】。

【24. 各証券取引所における上場会社監査事務所登録制度の利用】

Q24 各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社監査事務所登録制度がどのように利用されているかを説明してください。

A24 各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所であればならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所であればならない、とされています。

《監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達》

【25. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達の必要性】

Q25 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達は、なぜ必要なかを説明してください。

A25 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達は、監査役等が会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たり、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を把握するために必要となります。

公益社団法人日本監査役協会と当協会が公表している「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」において「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」として、「監査人に関する重要な事項(第三者によるレビュー・検査の結果等を含む)」を挙げています。

当協会は、監査役等とのコミュニケーションの一環として、品質管理レビューの結果の要約等を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者のより一層の連携を図るため、平成 27 年 5 月 29 日付けで監基報 260「監査役等とのコミュニケーション」を改正し、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務を明確化しました。

【26. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達事項】

Q26 監基報 260 で求められている品質管理レビューの結果等の伝達事項について説明してください。

A26 監査人は、少なくとも、公認会計士法上の大会社等の監査、会計監査人設置会社の監査、信用金庫・信用協同組合・労働金庫の監査のいずれかに該当する監査の場合は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければなりません。これには、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれます【監基報 260 第 15-2 項】。会計監査人設置会社には、会社法上の会計監査人設置会社のほか、法令により、会計監査人に監査役等に対して監査人の職務の遂行に関する事項の通知義務が定められている場合が含まれます。監査人は、法令により求められている監査役等に対する監査人の職務の遂行に関する事項の通知をするため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達します【監基報 260A22-2 項】。監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切であるとされています【監基報 260A22-3 項】。

(1) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー

① 対象となるレビュー報告書等

(ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨）

(イ) フォローアップ・レビュー報告書の日付（(ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。）

② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況

(ア) 品質管理レビューの結論（限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。）及びその結果に基づく措置

(イ) フォローアップ・レビューの実施結果（改善勧告書に記載された事項の改善状況を含む。）及びその結果に基づく措置

(ウ) 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況

(エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

(オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

(2) 公認会計士・監査審査会の検査

① 対象となる検査結果通知書

直近の検査結果通知書の日付（過去に受領していない場合にはその旨）

② ①の通知書の内容及び対応状況

(ア) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに監査事務所の対応状況

(イ) 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実

(ウ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する指摘の有無、指摘があったときは、その内容及び対応状況

なお、海外の規制当局の検査を受けている場合は、当該規制当局の監督対象になる監査業務の監査役等に対して、当該規制当局の定める検査結果の開示に関する規制の範囲内において、当該検査結果を伝達することが適切とされています。

【27. 監査役等への品質管理レビューの結果の伝達開始時期】

Q27 監査役等への品質管理レビューの結果の伝達開始時期について説明してください。

A27 品質管理レビュー報告書等については、原則として第三者に開示できないことが定められており【規則第5条の2】、レビュー実施期間中のレビュー実施の有無についても、品質管理レビューの結果が確定するまでの間は、原則として第三者に開示してはならないこととされています（「監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」平成 27 年 5 月 29 日）。

品質管理レビューの結果は、品質管理レビュー報告書等の内容について監査事務所と当協会との双方が正式に確認して初めて確定するものであるため、監基報 260 改正公表日（平成 27 年 5 月 29 日）以後行われる監査役等とのコミュニケーションにおいて、品質管理レビューの結果の伝達を開始する時期は、監査事務所がレビュー報告書正本及び改善勧告書正本を受領してからとなります（「監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」平成 27 年 5 月 29 日）。

【28. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾】

Q28 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達に関する事前承諾について説明してください。

A28 監査人が監基報 260 に準拠して品質管理レビューの結果を監査役等に伝達することは、品質管理レビュー報告書等そのものの開示あるいは提供ではないため、監査人は、品質管理委員会規則第5条の2第三号の規定による品質管理委員会の承認を求める必要はありません（「監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」平成 27 年 5 月 29 日）。

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の検査結果通知書は非公表とされており、検査結果等の第三者開示については、原則として、審査会による事前承諾が必要とされています。

ただし、以下の場合、事前承諾は不要とされています（審査会「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」Ⅲ 1（平成 27 年 4 月））。

- ① 当協会の品質管理委員会に提出する場合
- ② 被監査会社の監査役等に対して「監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要」、「被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容」を開示する場合

また、検査実施中は、検査受検の有無を含め、原則として開示は認められていません（審査会「監査事務所検査結果事例集」平成 27 年 7 月）。

また、監査人が監基報 260 第 15-2 項に基づくコミュニケーションを被監査会社の経営者、親会社又は子会社の監査役等、若しくは社外取締役その他の非業務執行役員に対して行う場合には、以下に留意する必要があります（「監査基準委員会報告書の公開草案に対するコメントの概要及び対応について」平成 27 年 5 月 29 日コメント No 8）。

(1) 当協会の品質管理レビューの結果

品質管理レビューの結果の伝達については、事前承諾の必要はありません（「監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」平成 27 年 5 月 29 日）。

(2) 審査会の検査の結果

被監査会社の経営者、親会社又は子会社の監査役等、若しくは社外取締役その他の非業務執行役員に対して検査結果通知書における指摘内容の伝達が必要な場合は、審査会に事前承諾を得ることが必要とされています（審査会「検査結果等の第三者への開示について」（平成 27 年 6 月 11 日）、「検査結果等の第三者への開示に関する Q & A」（平成 27 年 6 月 11 日））。

【29. 監査役等への特別レビューの結果の伝達】

Q29 監査役等への特別レビューの結果の伝達について説明してください。

A29 特別レビューが実施された場合には、特別レビューの結果に応じて、特別レビュー実施結果通知書や改善勧告書が監査事務所に交付されることがありますが、これらは監基報 260 の第 15-2 項による監査役等への伝達対象となります。

また、特別レビューによる改善勧告を受けた監査事務所に対しては、フォローアップ・レビューにより改善状況の確認が行われますが、その結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」又は「改善の不十分な事項のある確認結果」として、フォローアップ・レビュー実施結果通知書に記載され監査事務所に通知されます。監査事務所がフォローアップ・レビュー実施結果通知書を受領した場合には、改善の不十分な事項の有無にかかわらず、監査役等への伝達対象となります。なお、フォローアップ・レビューの結果、改善の不十分な事項がないと確認された場合には、その後の監査契約の更新の際に伝達する必要はありませんが、協会のレビューにより改善が確認されるまでは、監査契約の更新の際も引き続き伝達する必要があります。

監基報 260 の A22-3 項に従い、特別レビューの結果を監査役等へ伝達する場合の伝達事項は、以下のとおりです。

① 対象となるレビュー報告書等

(ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨）

直近の特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合には、その旨を伝達する必要はありません。）^(注)

(注) 特別レビューは、通常レビューのように監査事務所全体の品質管理の状況を評価する目的で定期的又は機動的に実施されるものではなく、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を確認するために臨時的に実施されるものであるため、特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書を過去に受領していない場合には、その旨を伝達する必要はありません。

(イ) フォローアップ・レビュー報告書の日付（(ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。）

フォローアップ・レビュー実施結果通知書の日付（(ア)に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、(ア)と併記する。）

② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況

(ア) 品質管理レビューの結論（限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。）及びその結果に基づく措置

特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書を受領した場合には、特別レビューの実施結果及びその結果に基づく措置

- (イ) フォローアップ・レビューの実施結果（改善勧告書に記載された事項の改善状況を含む。）及びその結果に基づく措置

フォローアップ・レビューの実施結果（改善勧告書に記載された事項の改善状況を含む。）及びその結果に基づく措置

- (ウ) 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況

特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書を受領した場合には、監査事務所における品質管理に関する改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況

- (エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書を受領した場合には、特別レビュー又はそのフォローアップ・レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

- (オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

特別レビュー実施結果通知書及び改善勧告書を受領しており、特別レビュー又はそのフォローアップ・レビューの対象業務として選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

以 上

品質管理レビュー制度に関する事項は、
日本公認会計士協会ウェブサイト「<http://www.hp.jicpa.or.jp/index.html>」
「協会について」⇒「自主規制の取組」⇒「品質管理レビュー制度」
に記載しておりますので、ご参照ください。